

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

廃校を活用した子どもから高齢者までが元気で心豊かに暮らせるまちづくり

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

桐生市

## 3 地域再生計画の区域

桐生市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 桐生市の現状

古くから織物のまちとして発展してきた桐生市は、平成 17 年 6 月 13 日に旧新里村、旧黒保根村を合併し、人口約 13 万人、面積は 2 倍の 274.57 k m<sup>2</sup>に広がった。群馬県の東南部に位置し、西は赤城山まで達し、市街地には渡良瀬川と桐生川が流れ山々が屏風状に連なる、水と緑に恵まれたまちである。

伝統産業である繊維産業と機械金属関連産業を中心として発展してきたが、中小零細企業の多い産業構造であり、厳しい経営環境にある。一方、繁栄を今に伝える町並みがいたるところに残り、のこぎり屋根の織物工場など近代化遺産や恵まれた自然環境など、他に誇れる地域資源を生かした、まちづくりに努めているところである。

本市の人口は、昭和 50 年をピークに減少傾向が続き、近年の急激な少子・高齢化により、中心市街地である旧桐生市の著しい人口減少と空洞化が進み、社会経済活動や社会保障制度などへの影響がでている。今後もこれらの傾向が続くと予測され、市の活力やまちづくりの施策に重大な影響を与えかねない状況となりつつある。

### (2) 桐生市の課題

全国的に少子・高齢化が進展する中、本市においてはそれを大幅に上回るペースでこの事態が進んでいる。本市の出生数は、平成 12 年の 1,102 人から平成 17 年には 753 人まで減少し、この間の合計特殊出生率は 1.39 から 1.11 に大きく落ち込んでいる。

一方、高齢化率は、平成 12 年の 21.0%から平成 17 年には 24.6%まで上昇し、今後平成 29 年には 34.0%と推計されている。3 人に 1 人が高齢者となる時代を迎えることが予測されている。

人口減少の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇による少子化の進行、周辺自治体への流出などが推測され、都市基盤や生活環境などのあらゆる面への影響が懸念される。まちの活力の停滞や低下が危惧される中、産業育成による就業の場の確保や、子どもを生き育てやすい環境づくりなどを始めとした総合的な人口減少対策が課題となっている。

また、大都市から地方へのふるさと回帰や田舎暮らし志向も強まりつつある中、これらの需要に対応すべく地域資源を活かした施策の展開が必要となっている。

### (3) 本計画により実施する取り組みの目標

桐生市では、合併後の平成19年12月策定の「新生総合計画」において、まちづくりの基本テーマ（理念）として、「信頼」「責任」「積極性」を掲げ、「伝統と創造、粋なまち桐生」という市の将来都市像を掲げている。

これを受け、合併した新里、黒保根地区がそれぞれ育んできた歴史、文化などをもとに個性を育て、地域の独自性を伸ばし、それぞれの地域が自立したまちづくりが求められる。一方、桐生地区においてもそれぞれの地域づくりが活発になり、地域の個性、特性が活かされ、主体的なまちづくりで、それぞれの地域が光ることが大切である。

このようなひとつひとつの地域づくりを全体で応援し、また、市全体で取り組み、地域が連帯する姿こそが、合併後の新たなまちづくりをしようとする桐生市における将来都市像であるといえる。

この基本構想を具現化し緊急な課題に対応するため、豊かな地域資源と育んできた伝統・文化を活かし、郷土愛を背景とし、将来都市像である「伝統と創造、粋なまち桐生」を実現するため、下記のとおり7つの基本計画を定めている。

#### I 地域産業の活性化

～高品質のものづくりで元気と活力のあるまちづくり～

#### II 保健福祉の増進

～子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちづくり～

#### III 快適な生活環境の創出

～豊かな自然環境を保全し安心して潤いのあるまちづくり～

#### IV 教育・文化の向上

～創造力豊かな人材の育成と伝統・文化を継承発展するまちづくり～

#### V 都市基盤の整備

～東毛の中核都市を目指すにふさわしい都市機能の整備と調和のとれたまちづくり～

#### VI 森林都市と水源都市の実現

～人と自然が共生するまち（森林都市・水源都市）づくり～

#### VII 計画推進のために

～市民が信頼、協力し合って暮らすまちづくり～

### ● 具体的な取り組み

平成17年6月に旧新里村及び旧黒保根村と合併したため、障害者福祉の充実という観点からすると、従前の「桐生市身体障害者福祉センター」及び「桐生市立点字図書館」の施設は、新たに両地区の身体障害者団体の利用を受け入れるだけの施設の容量がない

上、昭和 30 年代に建設された県立高校跡の空き校舎を改修し、昭和 50 年から利用していたため、利用開始から既に 30 年以上を経過し、老朽化も著しく耐震性も非常に低い施設である。更に、障害者の大部分は車による移動のため、交通の利便性のいい場所への移転も視野に入れ場所の選定を検討していたところである。

桐生市として子どもから高齢者、障害者をも含めた地域福祉の総合的な推進を図るために、現在、桐生市保健福祉会館内に設置されている「桐生市社会福祉協議会」の事務所及び居宅介護事業所、並びに、同協議会が管理運営している「桐生市身体障害者福祉センター」及び「桐生市立点字図書館」を一体の施設として集積し、安心して子どもを産み育てられ、高齢者が元気で生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるための、地域福祉の拠点施設を整備しようと計画するものである。

また、折からの少子化などにより子どもが減少する中で、市立幼稚園や小・中学校における望ましい教育環境の維持も困難になっている状況である。

そのため、中学校の適正配置について、PTAや地区住民等で組織された統合推進委員会で諸課題を協議した結果、平成 20 年 4 月 1 日に、西中学校と南中学校と昭和中学校の 3 校、平成 21 年 4 月 1 日には、東中学校と菱中学校と北中学校の 3 校を統合することとなった。統合により、西中学校・南中学校が平成 20 年 3 月 31 日、菱中学校・北中学校が平成 21 年 3 月 31 日で廃校と決まった。

その結果、旧桐生市内の中学校の設置数は、平成 19 年度 14 校だったものが、平成 22 年度には 10 校となる。

なお、統合後の学校利用については、全市的な視点に立ち、まちづくりの観点からも有効利用を図る必要があることから、庁内に「桐生市学校跡地等利活用検討委員会」を立ち上げ検討した結果、廃校予定の中学校を地域福祉の拠点施設等として有効活用することとなった。

このような状況下にある本市においては、財政状況も厳しいことを鑑み、新たな財政負担をしないためにも西中学校と南中学校の 2 校の廃校を有効活用することにより、「子どもから高齢者までが元気で心豊かに暮らせるまちづくり」の実現を目指すものである。

【目標 1】 体験学習実施回数	平成 18 年度	45 回	平成 24 年度	70 回
【目標 2】 体験学習受講者数	〃	3,033 人	〃	5,000 人
【目標 3】 福祉ボランティア数	〃	98 団体	〃	110 団体
【目標 4】 体育施設利用状況(西・南中)	〃	11,849 人	〃	13,000 人
【目標 5】 体育施設利用登録団体数(〃)	〃	23 団体	〃	30 団体
【目標 6】 交流施設利用状況		---- 人	〃	20,000 人

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

桐生市では、7 つの基本計画に基づくまちづくりを推進するために、すべての地域で子どもから高齢者までが安心して充実した生活を営むことができるまち、元気で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、地域コミュニティの充実、地域の活性化を図るため、

次の廃校予定2校を整備する。

#### ○南中学校

校舎を活用して、子育てがしやすいまちづくり、家庭・地域・行政が連携して子どもを健やかに安全に育てられる地域環境づくり、お年寄りや障害を持った人が生活しやすい福祉施設の整ったまちづくりを推進するため、社会福祉協議会、身体障害者福祉センター及び点字図書館を集積し、総合的な地域福祉推進の拠点施設として整備することで、利用者の交通の利便性や駐車場不足が解消される。

また、校庭や屋内運動場については、廃校となる中学校の屋内運動場の中でも他と比べて床面積が広いうえ、従前使用できなかった昼間の時間帯も使用できることから、地域住民や各種団体の健康増進のため、社会体育館としてスポーツ活動やレクリエーション活動等への有効活用により一層の地域の活性化を図る。

#### ○西中学校

校舎を活用して地域の交流施設、地域コミュニティの場として地域住民等へ開放し、社会教育施設として整備する。また、校庭や屋内運動場についても南中学校同様に、社会体育施設にすることで、今までどおり地元住民が使用できるうえ、今まで以上にスポーツ活動やレクリエーション活動等へ有効活用でき、地域住民の交流の場ともなり、地域の活性化にもつながるものである。

これらの整備により、地域と行政が連携して、子どもから高齢者まで健やかに安全に暮らせる地域環境づくりと住み慣れた桐生市を愛し、いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指すことで、「子どもから高齢者までが元気で心豊かに暮らせるまちづくり」を推進する。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 5-2-1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化【A0801】

#### (1) 事業の概要

今回の支援措置によって、3中学校の統合により廃校となる予定の2つの中学校を転用可能にする。

#### ○南中学校

校舎部分については、新たに地域福祉推進の拠点施設として整備し、屋内運動場については、地域住民のコミュニケーションの場、また、体力・健康づくりのスポーツ活動の場としての整備をする。これにより桐生市における社会福祉に関する活動を活性化すると同時に、地域における社会体育に関する活動をも活発化させ、地域福祉推進と健康増進のため、地域住民、各種団体そして行政と連携を密にとり各種事業を実施運営していくものである。それには、子育てがしやすいまちづくり、家庭・地域・行政が連携して子どもを健やかに安全に育てられる地域環境づくりが重要となる。また、お年寄りや

障害を持った人が生活しやすい福祉施設の整ったまちづくりを推進すること、住み慣れた桐生市を愛し、いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指すことで、各計画を具現化することになる。

具体的には、廃校となった校舎に、桐生市社会福祉協議会の事務所、居宅介護事業所、また同協議会が旧高校跡を利用して管理運営をしている桐生市身体障害者福祉センター及び桐生市立点字図書館を移転させ、総合的な福祉施設として整備することで、地域福祉の拠点施設とするものである。

屋内運動場については、従前、学校施設を開放し、地域住民に利用されていたことに鑑み、廃校後も同様に屋内運動場として使用できる地域住民のスポーツ活動の場として整備するものである。

また、転用後の管理主体については、施設の管理は市が行い、現状どおり社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を委託する予定である。

転用後の校舎の活用については、社会福祉協議会においては、地域との交流によって生み出される相互理解が重要な要素と考え、これまでの地域福祉の推進に加えて、障害者と地域住民間の交流を積極的に図っていく。桐生市身体障害者福祉センターの機能としては、主に、障害者団体の活動・在宅心身障害児者の社会活動・生活訓練や機能訓練・レクリエーション・各種ボランティア活動の拠点とする。桐生市立点字図書館は、点字図書や音訳図書の作成・貸し出しを行い、視覚障害者に対する情報提供を充実させていくこととする。これまで別々の場所で実施していた心身障害児の集団活動訓練事業（学童クラブ）や地域活動支援センター（障害者の作業所）なども同施設に取り込み、総合的に福祉の推進を図っていくこととする。

校庭や屋内運動場においては、廃校前と同じように利用ができるよう社会体育施設に整備し、地域住民のスポーツ活動の場を確保するとともに、障害を持った方や高齢者や子どもたち等の交流の場・地域コミュニティの場としても活用していくものである。

#### ○西中学校

校舎は地域の交流施設として地域住民等へ開放し、地域住民の地域コミュニティの場として活用するよう社会教育施設として整備し、校庭や屋内運動場については、南中学校同様、社会体育施設として整備する。

また、転用後の管理については、市が行う。

転用後の活用については、地域コミュニティの形成の場にするすることで、スポーツ活動やレクリエーション活動等へも有効活用できることから、より一層、地域住民の交流を深め、地域の活性化にもつなげるものである。

#### 転用のうえに新たに整備する施設の明細表

学校名	新たに整備する事業施設名
南中学校校舎	①身体障害者福祉センターの整備 教室や特別室を活用した会議室、交流推進室、相談支援室、機能回復室、エレベーターホール改修等の整備 ②点字図書館の整備

<p>屋内運動場 西中学校校舎 屋内運動場</p>	<p>教室や特別室を活用した点訳作業室、朗読ボランティア室、書架設置等の整備 ③社会福祉協議会の整備 教室や特別室を活用した事務室、会議室等の整備 ④その他の市の福祉事業の整備 ・心身障害者集団活動訓練室 ・地域活動支援センター（障害者作業所） ⑤全般的に、バリアフリーの整備 ⑥社会体育館 ①交流施設の整備 ②社会体育館</p>
-----------------------------------	---

(2) 支援措置の適用要件

①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

- 桐生市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。
- 桐生市立南中学校及び西中学校 廃校年月日 / 平成 20 年 3 月 31 日
- 設置主体 / 桐生市
- 根拠条例 / 桐生市立学校設置条例

②廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

少子高齢化が進む中、子どもから高齢者までが、元気で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、廃校を活用し、総合的な福祉の拠点施設を整備する。身体障害者等の利便性向上のためにも、駐車場も広く交通の利便性の良いところへ移転することで、利用者の需要に応えることもでき、また、地域の核となる施設を有効活用することで、地域の活性化にもつながり、近隣の県立の福祉施設との連携もでき、より一層の市民の交流活動の場となることが期待され、地域の再生を目指すものである。

③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

非常に厳しい本市の財政状況の下、少しでも逼迫した財政の負担にならない方策を考えることが必須な状況でもあり、移転のために新たな施設を整備することは困難なため、既存の施設を有効活用するものである。

そのため、廃校となる中学校を活用することが最適であると考え、条件的にも満たす、南中学校を活用し、総合福祉の拠点施設として整備するものである。

同様に廃校になる西中学校も社会教育施設として整備し活用することで、地域住民の

利便性の向上等、一層の地域の活性化に寄与するものである。

④同一地方公共団体における無償による転用であること。

廃校校舎等は、市の施設である福祉施設、社会教育施設及び社会体育館へ転用する。

5-3 その他の事業

5-3-1 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除【C0401】

①当該支援措置を受けようとする者

群馬県桐生市

②繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

②-1 桐生市立南中学校

借入対象施設名	南中学校校舎 (義務教育施設整備事業)		南中学校屋内運動場 (義務教育施設整備事業)	
借入資金名	簡易生命保険資金		簡易生命保険資金	
借入先	独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (旧郵政省)		独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (旧郵政省)	
借入金額	296,000 千円	275,000 千円	11,500 千円	17,300 千円
借入年月日	昭和 62 年 5 月 30 日	昭和 63 年 5 月 30 日	平成 10 年 5 月 28 日	平成 11 年 5 月 25 日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 35 年 3 月 31 日	平成 36 年 3 月 31 日
補助金(省名)	文部科学省		文部科学省	
補助金名	公立文教施設整備費補助金(公立小中学校危険建物の改築事業)	公立文教施設整備費補助金(公立学校不適格建物の改築事業)	公立文教施設整備費補助金(公立小中学校屋内運動場の新增築事業)	
備考 (借入内訳額)	*南中借入分 97,200 千円 *東中借入分 198,800 千円	*南中借入分 145,900 千円 *桜木中借入分 129,100 千円		

②-2 桐生市立西中学校

借入対象施設名	西中学校校舎 (義務教育施設整備事業大規模改造分)	西中学校校舎 (義務教育施設整備事業・石綿対策事業)
借入資金名	銀行等引受資金	銀行等引受資金

借入先	桐生信用金庫	桐生信用金庫	
借入金額	22,700千円	4,600千円	28,100千円
借入年月日	平成16年4月30日	平成18年5月1日	平成19年3月30日
償還方法等	元金均等半年賦	元金均等半年賦	元金均等半年賦
償還期限	平成26年4月30日	平成28年5月2日	平成28年10月30日
補助金(省名)		文部科学省	
補助金名		公立学校施設整備費補助金 (平成17年度大規模小中) ※アスベスト対策事業	
備考 (借入内訳額)		*西中借入分 1,900千円 *北中借入分 2,700千円	*西中借入分 16,300千円 *北中借入分 11,800千円

### ③事業の概要

本支援措置を活用して実施する事業は、「5-2-1 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化【A0801】」(P4～P6)で実施する事業と同じものである。繰上償還が免除される地方債は、転用する廃校校舎を整備した際の補助金の裏負担として借り入れたものであり、繰上償還の免除を受けて実施する事業と補助金で整備された公立学校の廃校校舎の転用の弾力化を受けて実施する事業は同じものである。

### ④支援措置に係る必要な手続き

○貸し手である独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(株式会社かんぽ生命保険)に対して「簡易生命保険資産取得財産処分等承認申請書」を提出する。

## 6 計画期間

平成20年度から平成24年度

## 7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

地域再生計画の目標については、市が毎年度利用状況等の必要な調査を行い、数値目標等の達成状況の評価、改善すべき事項等の検討を行い、公表する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし